

国立大学法人東京農工大学職員異動規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学職員異動規程を次のとおり改正する。

現行	改正
<p>本則 (教育職員の特別措置) 第3条 教育職員の異動は、当該教育職員が所属する部局等の教授会又は運営委員会を経て、<u>教育研究評議会の議に基づき</u>学長が行うものとする。</p>	<p>本則 (教育職員の特別措置) 第3条 教育職員の異動は、当該教育職員が所属する部局等の教授会又は運営委員会<u>及び</u>教育研究評議会の議を経て学長が行うものとする。</p>

附 則 (教規程第6号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。